

議案第102号

狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年12月に支給する期末手当の支給割合）

- 7 令和3年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは、「100分の195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市長、副市長及び教育委員会教育長の令和3年12月に支給する期末手当に係る支給割合の規定を設けたいので、この案を提出するものである。